

大磯町国土強靱化地域計画

令和4年3月

大磯町

はじめに	
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
第1章 本町の地域特性.....	4
1 町域の概況.....	4
(1) 地形条件.....	4
(2) 地質条件.....	4
(3) 気象.....	5
(4) 社会的条件.....	5
2 自然災害に関する特性.....	6
(1) 地震・津波.....	6
(2) 風水害.....	15
第2章 基本的な考え方.....	17
1 対象とする災害.....	17
2 基本目標.....	17
3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針.....	18
(1) 強靱化の取組姿勢.....	18
(2) 取組の効果的な組合せ.....	19
(3) 地域の特性に応じた施策の推進.....	20
4 計画期間.....	20
5 各種施策の推進と進捗管理.....	20
第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）.....	21
1 脆弱性評価の考え方.....	21
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	22
3 脆弱性評価結果.....	24
第4章 推進方針（取り組むべき事項）.....	38
1 施策の推進方針.....	38
2 施策分野の設定.....	38
3 施策の重点化.....	76

1 策定の趣旨

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げようとするものです。

近年、気候変動の影響等により風水害が激甚化・頻発化しています。

また、大規模地震や、それに伴う津波の発生も懸念されています。

こうした中、国は、平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

平成30年12月には、熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえた基本計画の見直しを行いました。

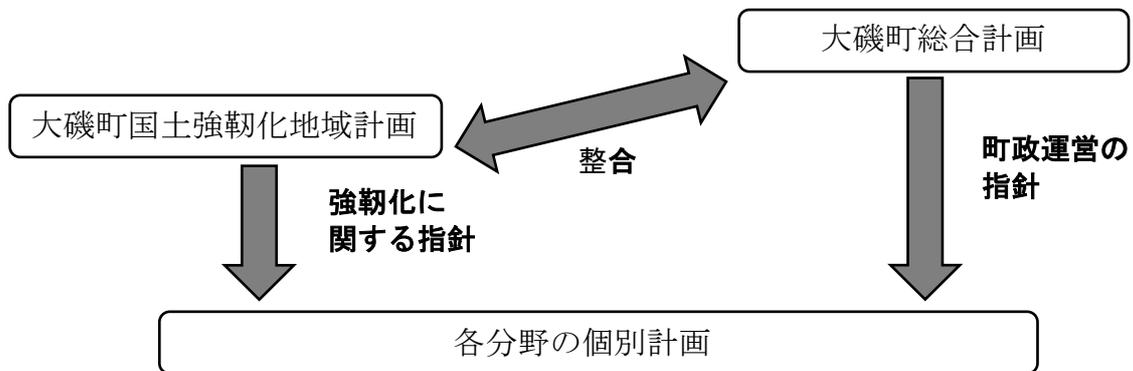
神奈川県においても、基本計画を踏まえ、「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年3月に策定し、大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための取組を進めてきたところです。

大磯町においても自然災害に対する脆弱性を認識し、町域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために不可欠な課題です。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「大磯町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本町の町政運営の指針である「大磯町総合計画」とも整合を図りながら策定し、「大磯町地域防災計画」や各分野別計画における本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものです。



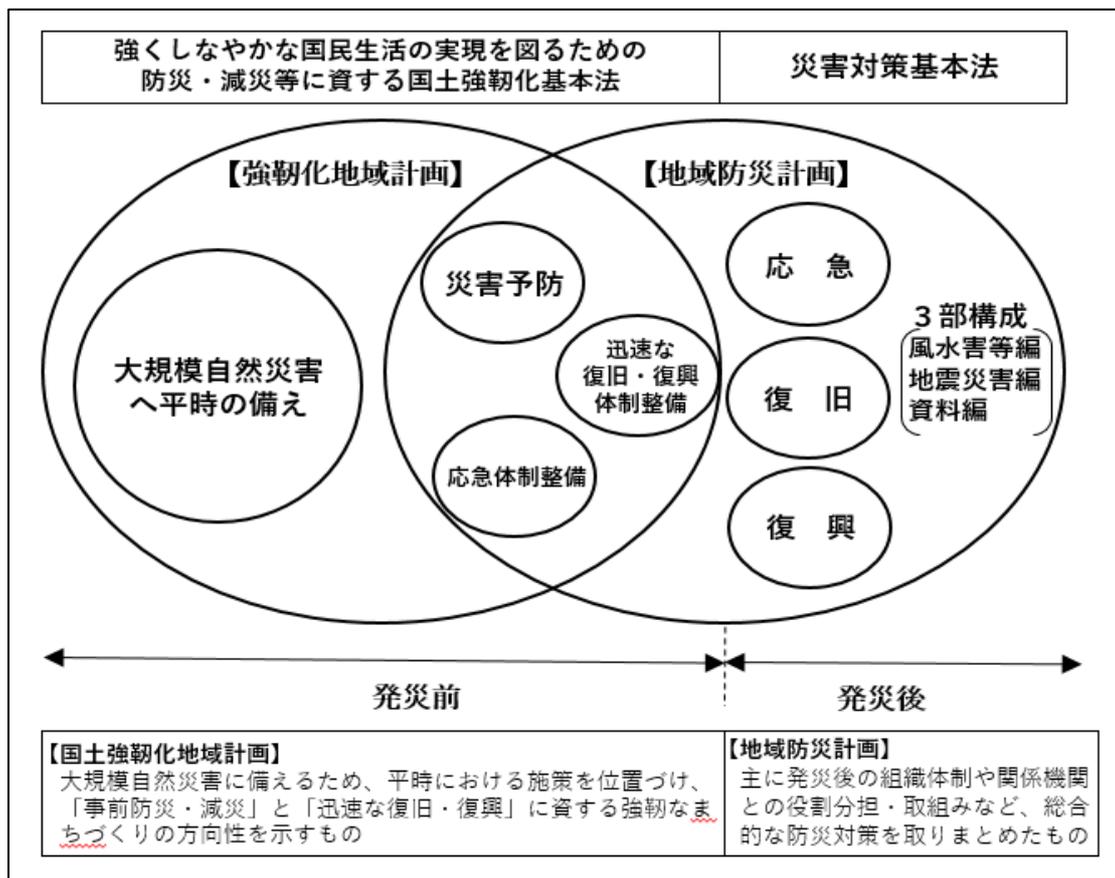
大磯町国土強靱化地域計画と大磯町地域防災計画の違いについて

町はこれまで、災害対策基本法第42条に基づく「大磯町地域防災計画」で（以下「旧案」という。）、防災・減災に取り組んできました。

特に地震や風水害等の対策をとりまとめた地震災害対策編及び風水害等災害対策編は、災害による被害の発生を未然に防止又は最小限に止めるための「予防」策や、発災後の「復旧・復興」の体制等を定めた災害対応の要となるものです。

一方、大磯町国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく計画で、国が進める国土強靱化の考え方にに基づき、大磯町をさらに強靱なまちとするため、平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置付けた、強靱なまちづくりの方向性を示すものです。

（国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較／イメージ）



第1章 本町の地域特性

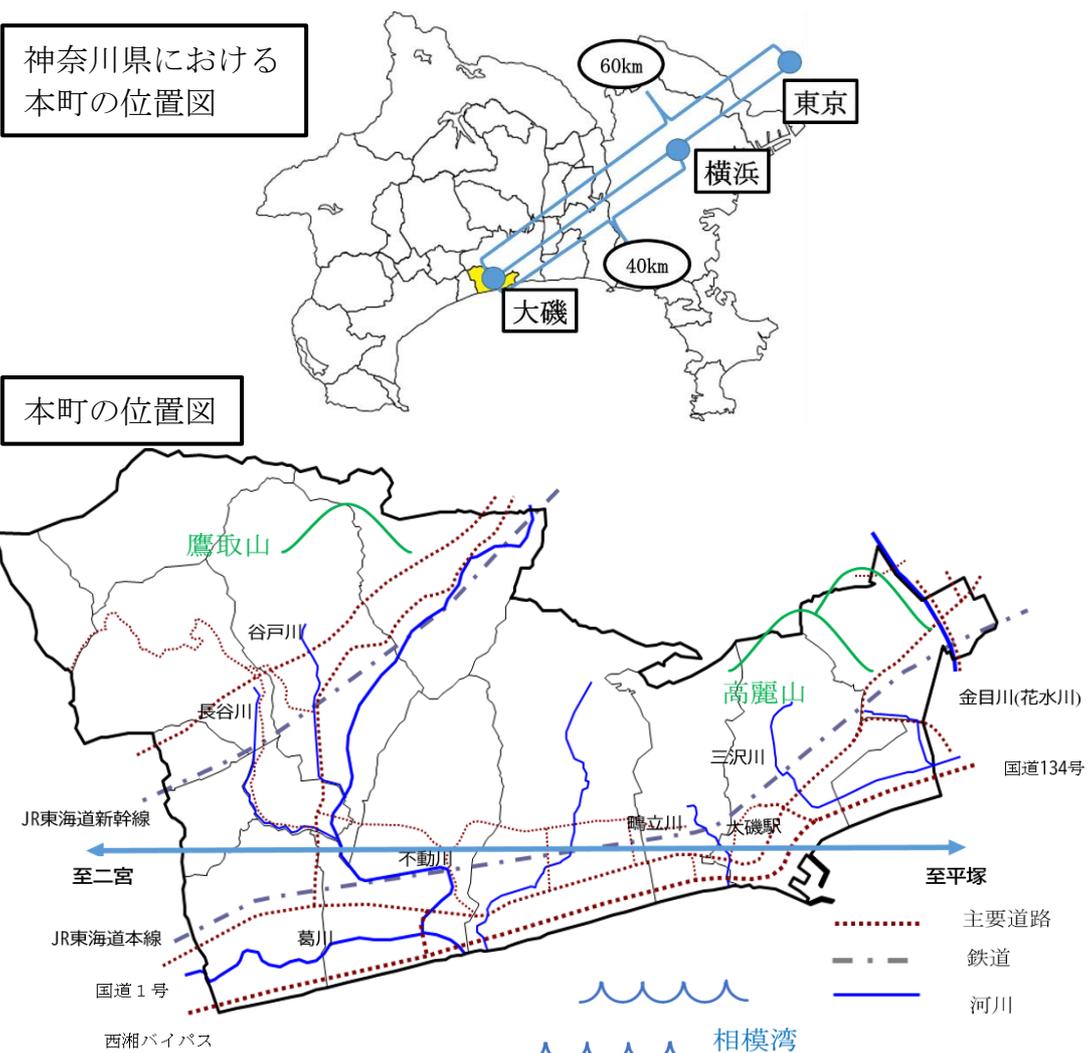
1 町域の概況

(1) 地形条件

本町は、県央の南部、横浜から40km圏、東京から60km圏内に位置し（東経139°18′北緯35°18′）、南は相模湾に面し、北は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）等のいわゆる大磯地塊の丘陵地帯を形成し、東と北は平塚市、西は二宮町に接しています。

町域は、東西7.6km、南北4.1kmのやや東西に長い形をしており、面積は17.23km²で、東部の金目川（花水川）は水源を丹沢山系に発し、平塚市を経て相模湾に注ぎ、三沢川、嶋立川は大磯の市街地を流域とし、また西北部を南流する不動川は、谷戸川及び長谷川を支流とし、二宮町から東流する葛川に合流して海に注いでいます。

町の南部は平坦地で、国道1号（東海道）と海岸沿いに国道1号（西湘バイパス）が走り、JR東海道本線が国道1号と並走し、北部の丘陵地帯には小田原厚木道路とJR東海道新幹線が東西に横断しています。



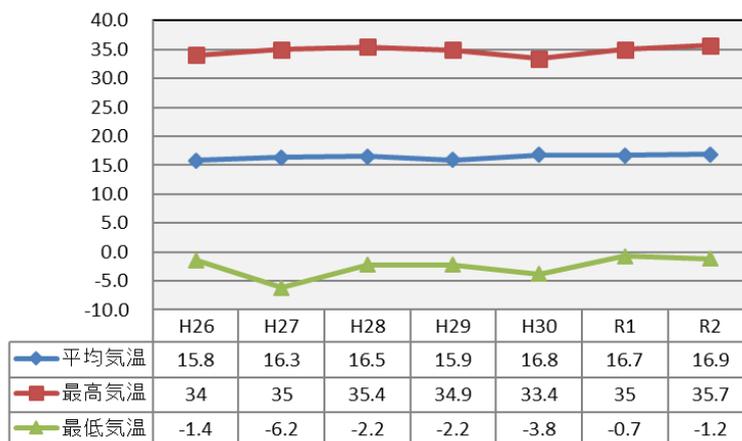
(2) 気象

町は、丹沢山塊の余勢と見られる鷹取山塊に続いて大磯丘陵を北背とし、あたかも屏風のように町の後方を囲み、冬の季節風の進入を防いでいます。

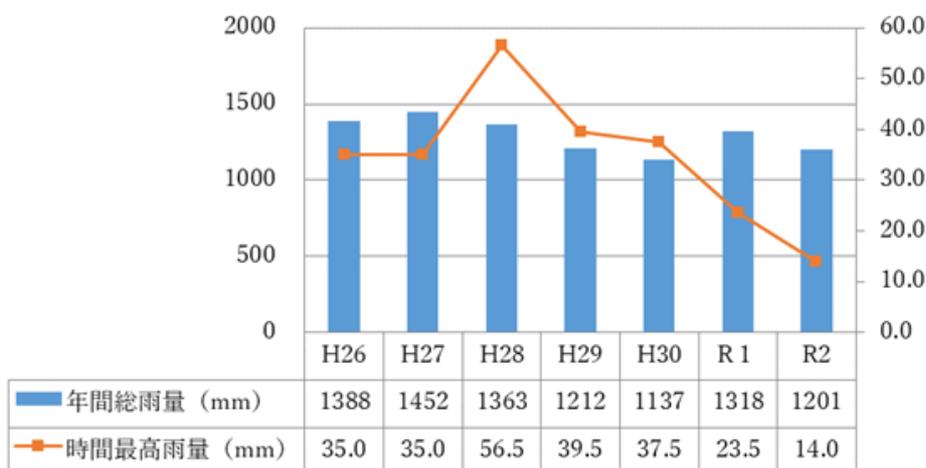
また、本町近海には黒潮の分岐流が回流しており、これらの影響を受けて気候温和な恵まれた立地条件を有しています。

近年（平成26年～令和2年）の最低気温は -6.2°C 、最高気温は 35.7°C を示し、年間の平均気温は 16.4°C となっており、過去10年程度を比較しても上昇傾向となっています。

年間平均気温・最高・最低気温の推移



年間総雨量、時間最高雨量の推移



(3) 社会的条件

本町では、人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、大磯町人口ビジョンでは、2030年の将来人口は、約28,000人になり、その後も人口減少の傾向は続くものと見込んでいます。

2 自然災害に関する特性

(1) 地震・津波

ア 地震

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、地震災害対策を効果的に推進するうえで、極めて重要であります。

特に地震災害時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定にあたっては、想定される被害の定量化が必要です。

県が平成27年3月に公表した「神奈川県地震被害想定調査」の結果を前提条件としています。

被害想定では、

- ①地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ②法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

という観点から、11（うち津波のみの想定では3つ）の地震を想定しています。

なお、将来県の被害想定調査が実施された場合には、必要に応じて、その結果に則した被害想定の見直しを行うものとします。

県の被害想定調査に基づく町域の被害想定のご要は次のとおりです。

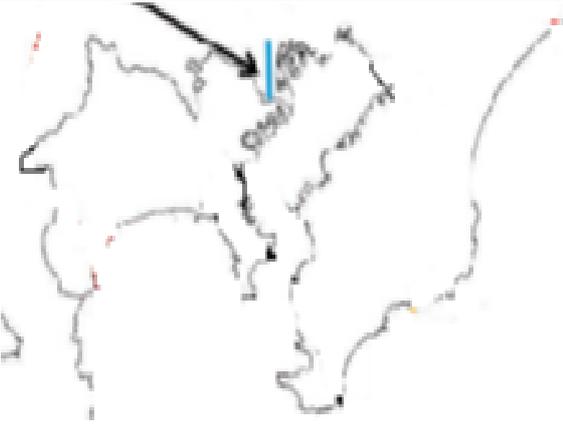
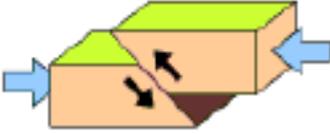
(ア) 想定する地震の種類

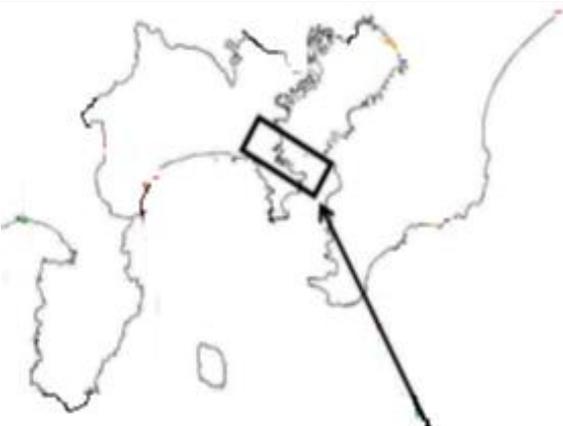
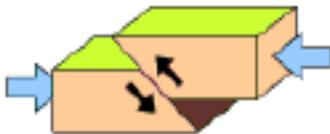
想定地震名		マグニチュード	地震のタイプ
1	都心南部直下地震	7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。発生確率は30年間で70%
2	三浦半島断層群の地震	7.0	三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震。発生確率は30年間で6～11%
3	神奈川県西部地震	6.7	神奈川県西部を震源域とする地震。発生確率は過去400年に同クラスの地震が5回発生
4	東海地震	8.0	駿河トラフを震源域とする地震。発生確率は南海トラフの地震は30年以内70%程度
5	南海トラフ巨大地震	9.0	南海トラフを震源域とする地震。発生確率は30年間で70%
6	大正型関東地震	8.2	相模トラフを震源域とする地震。発生確率は30年以内で0～5% (200～400年の発生間隔)
7	元禄型関東地震 (参考)	8.5	相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震。発生確率は30年以内でほぼ0% (2,000～3,000年の発生間隔)
8	相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	8.7	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とする地震。発生確率は30年以内でほぼ0% (2,000～3,000年あるいはそれ以上の発生間隔)
9	慶長型地震 (参考)	8.5	南海トラフ沖と相模トラフ沿いをつなぐ断層を設定・想定した正断層型の地震。発生確率は評価していない。
10	明応型地震 (参考)	8.4	南海トラフから銭洲海嶺にのびるフィリピン海プレート内の断層を設定・想定した逆断層型の地震。発生確率は評価していない。
11	元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震 (参考)	8.3	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震。発生確率は評価していない。

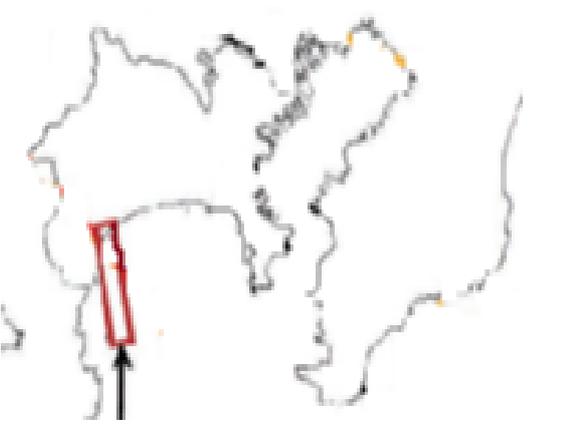
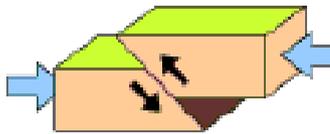
引用

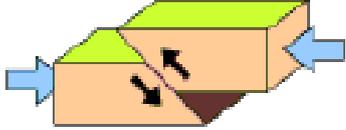
神奈川県地震被害想定調査 神奈川県地震被害想定調査委員会(平成27年3月)

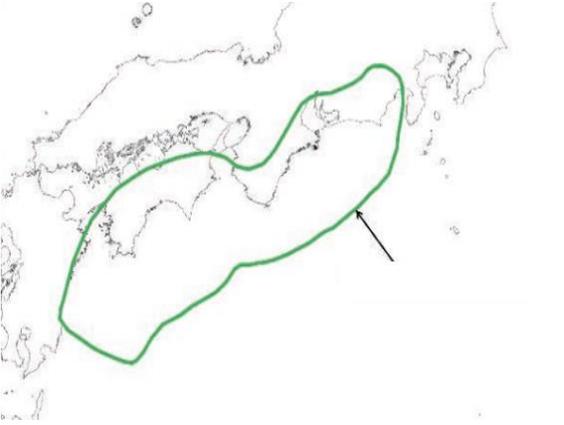
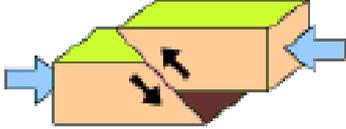
(イ) 想定する地震の種類一覧

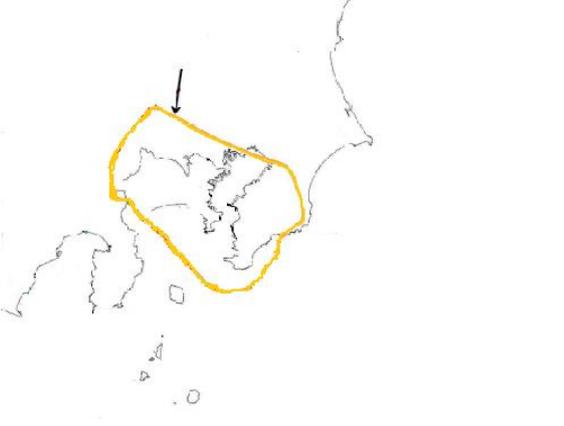
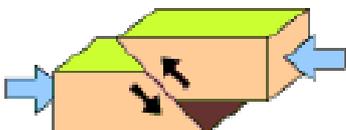
地震名	1 都心南部直下型地震	マグニチュード	7.3
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。発生確率は30年間で70%		

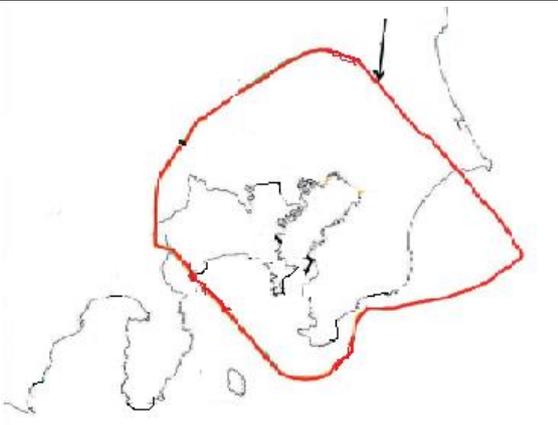
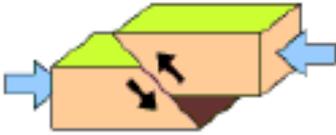
地震名	2 三浦半島断層群の地震	マグニチュード	7.0
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震。発生確率は30年間で6～11%		

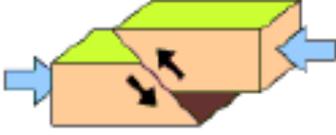
地震名	3 神奈川県西部地震	マグニチュード	6.7
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	神奈川県西部を震源域とする地震。発生確率は過去400年に同クラスの地震が5回発生		

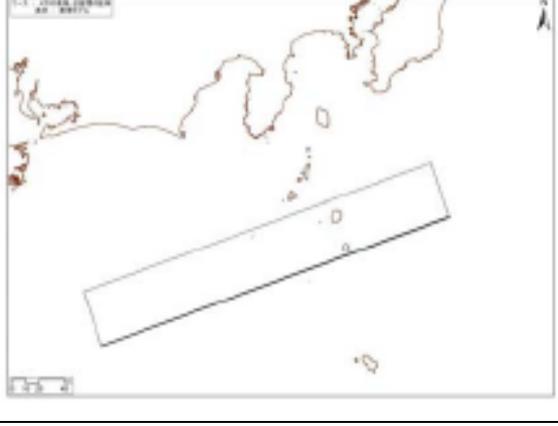
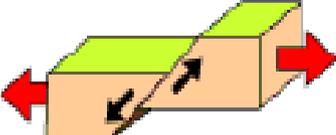
地震名	4 東海地震	マグニチュード	8.0
地震の位置		断層の動き方	
地震のタイプ	駿河トラフを震源域とする地震。発生確率は南海トラフの地震は30年以内70%程度		

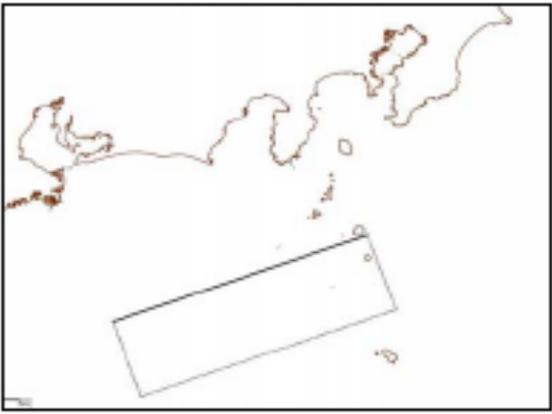
地震名	5 南海トラフ巨大地震	マグニチュード	9.0
地震の位置		断層の動き方	
地震のタイプ	南海トラフを震源域とする地震。発生確率は30年間で70%		

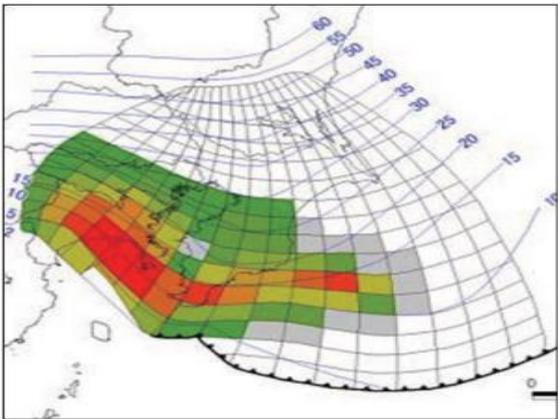
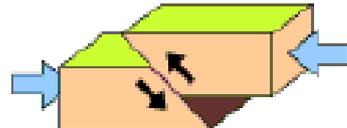
地震名	6 大正型関東地震	マグニチュード	8.2
地震の位置		断層の動き方	
地震のタイプ	相模トラフを震源域とする地震。発生確率は30年以内で0～5%（200～400年の発生間隔）		

地震名	7 元禄型関東地震 (参考)	マグニチュード	8.5
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震。発生確率は30年以内でほぼ0% (2,000~3,000年の発生間隔)		

地震名	8 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	マグニチュード	8.7
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とする地震。発生確率は30年以内でほぼ0% (2,000~3,000年あるいはそれ以上の発生間隔)		

地震名	9 慶長型地震 (参考)	マグニチュード	8.5
地震の位置		断層の動き方	正断層型 
地震のタイプ	南海トラフ沖と相模トラフ沿いをつなぐ断層を設定・想定した正断層型の地震。発生確率は評価していない。		

地震名	10 明応型地震 (参考)	マグニチュード	8.4
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	南海トラフから銭洲海嶺にのびるフィリピン海プレート内の断層を設定・想定した逆断層型の地震。発生確率は評価していない。		

地震名	11 元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震 (参考)	マグニチュード	8.3
地震の位置		断層の動き方	逆断層型 
地震のタイプ	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生する地震。発生確率は評価していない。		

引用

「新たな津波浸水予測図」 神奈川県県土整備局 (平成 24 年 3 月 30 日)
 神奈川県地震被害想定調査 神奈川県地震被害調査委員会 (平成 27 年 3 月)

(ウ) 地震被害想定

		大磯町における地震被害想定結果										
項目		1. 都心南部直下地震	2. 三浦半島断層群の地震	3. 神奈川県西部地震	4. 東海地震	5. 南海トラフ巨大地震	6. 大正型関東地震	7. 元禄型関東地震(参考)	8. 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	9. 慶長型地震(参考)	10. 明応型地震(参考)	11. 元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)
建物被害	全壊数(棟)	50	0	*	*	0	3,710	3,890	5,500	140	*	990
	半壊(棟)	560	0	240	110	260	3,250	3,730	3,460	370	170	1,390
火災	出火件数(件)	0	0	0	0	0	10	10	20			
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	550	550	920			
自力脱出困難者(人)		*	0	*	*	*	590	590	970			
要配慮者(避難者数)	高齢者数(人)	100	0	70	40	70	2,190	2,340	2,830			
	要介護者数(人)	30	0	20	10	20	650	700	840			
人的被害	死者数(人)	*	0	*	0	*	670	1,290	3,270	30	*	2,330
	負傷者数(人)	110	*	50	*	40	1,290	1,410	1,730	*	*	260
うち重傷者数(人)		*	0	*	*	*	90	90	130	*	*	20
エレベーター停止台数(台)		20	0	*	*	*	20	20	20			
ライフライン	上水道断水人口(人)	420	0	40	*	80	23,030	23,030	27,920			
	下水道機能支障人口(人)	620	140	320	320	320	1,810	1,810	3,070			
	都市ガス供給停止件数(戸)	0	0	0	0	0	40	40	40			
	LPガス供給支障数(戸)	90	0	0	0	0	110	110	180			
	電力停電件数(戸)	26,520	0	26,520	26,520	26,520	26,520	26,520	26,520			
	通信不通回線数(回線)	11,030	0	11,030	11,030	11,030	11,170	11,200	11,350			
避難者数	1~3日後(人)	820	100	550	340	590	18,190	19,410	23,530			
	1か月後(人)	820	0	330	160	370	14,190	14,760	18,830			
帰宅困難者数	直後(人)	1,000	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
	2日後(人)	0	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000			
震災廃棄物(万トン)		3	0	1	0	1	76	80	109			
※ 被害要因は津波を含む。(9~11の地震については、津波による被害想定のみ)												
※ 冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。												
※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。												
※ * : わずか(計算上0.5以上10未満)、0 : 計算上0.5未満は0とした。												
※ 引用 神奈川県地震被害想定調査(平成27年3月 神奈川県)												

イ 津波

平成 27 年 2 月に県は最大クラスの津波をもたらす 5 つの地震による「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ねあわせた「津波浸水想図」を作成し、町は平成 27 年 5 月に「大磯町津波浸水想定図」を発行しています。

金目川（花水川）、葛川の河口付近については大規模な津波が発生した場合、津波が河川を遡上し、河川からあふれ出ることにより、広範囲の市街地で浸水するものと予想されています。

なお、町は令和 3 年 8 月 30 日に県から津波災害警戒区域の指定を受けました。

このことにより、これまでの「浸水深」に津波が建築物等への衝突によるせり上がる高さを加味した「基準水位」が公表されました。

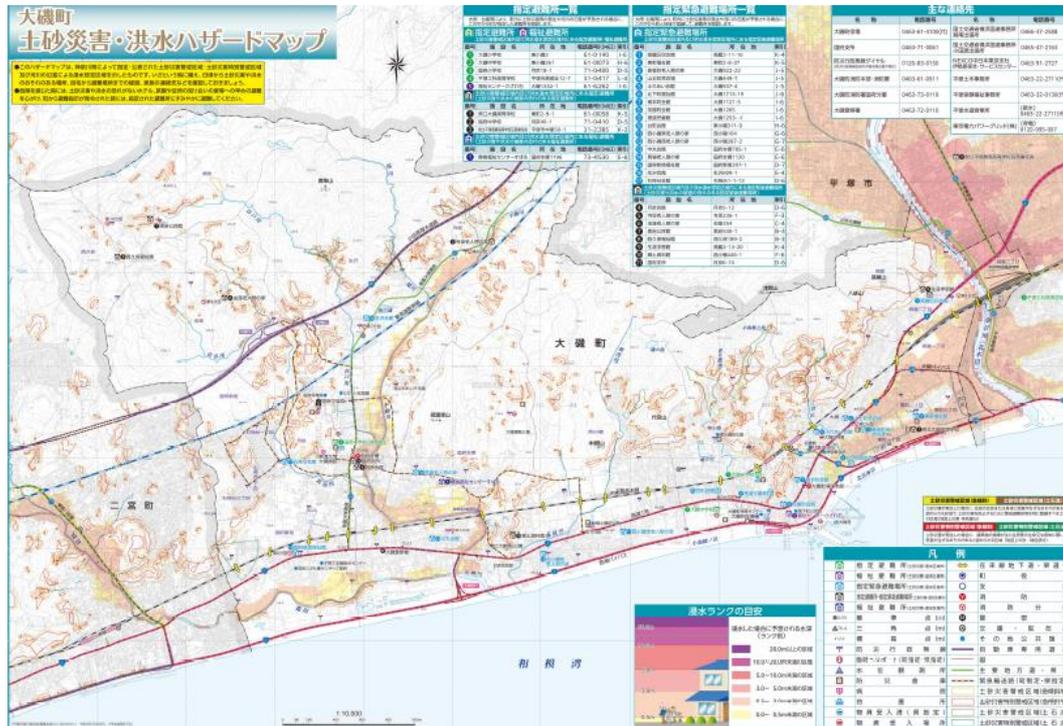
(2) 風水害

町は、県が水防法に基づき指定した浸水想定区域、土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等をもとに「大磯町土砂災害・洪水ハザードマップ」を令和3年8月に作成しました。

「大磯町土砂災害・洪水ハザードマップ」では、葛川・不動川、金目川（花水川）が1000年に1回程度の大雨ではん濫した場合に予想される浸水区域や浸水の程度、避難所などを示しており、浸水が予測される区域は、河川沿いのみだけでなく、地形の高低差の影響で河川から離れた市街地部にも拡大することが予想されています。

また、大雨等の影響により、土砂災害の危険性が高まることが想定される土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定しました。

ア 土砂災害、洪水の浸水想定



イ 高潮

大雨の原因となる台風や低気圧が海岸部を通過すると、低い気圧による海面の上昇(吸い上げ)と風による海水の吹き寄せにより高く大きな波が発生し、海岸に近い地域に浸水被害をもたらすことがあります。

また、高潮が河川を逆流して河川が氾濫することも考えられるので、海岸部だけでなく河川の下流部でも注意が必要です。

なお、町は令和3年5月28日に県から高潮浸水想定区域の指定を受けました。

ウ 雨水出水(内水氾濫)

排水先河川の水位が上昇し雨水排水が河川に排出しにくくなる場合や、町内の降水量が排水路等の処理能力を超える場合など、適切な排水が行えなくなると、排水路等から雨水等が溢れ浸水被害が発生する危険があります。

第2章 基本的な考え方

1 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

大磯町で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害等があります。

2 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり大磯町としての基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、この基本目標をより具体化するため、8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」や県の地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じ、本町においても、特に以下に掲げる基本的な方針に基づき、取り組みを進めます。

(1) 強靱化の取組姿勢

長期的な視点に基づく計画の推進

短期的な視点によらず長期的な視点に基づき計画的な取組を推進します。

「基礎体力」の向上

主にインフラ整備による災害から「防護する力」のみならず、防災リテラシーの教育や災害時の体制づくりなどの平常時の取組による、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高め災害に対する「基礎体力」の向上を図ります。

代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めます。

(2) 取組の効果的な組合せ

ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

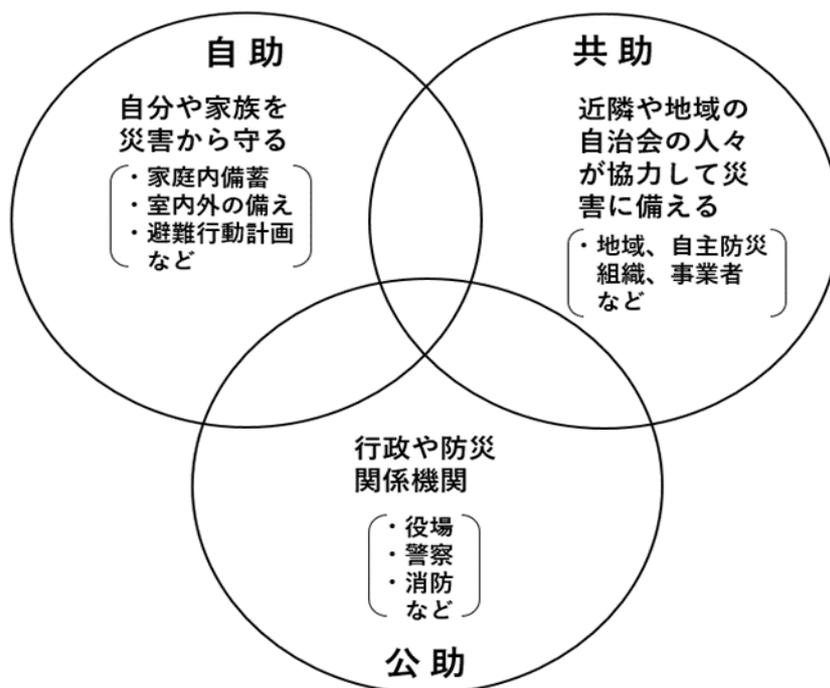
防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進します。

平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫します。

「自助」・「共助」・「公助」の適切な組合せと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組みます。



(3) 地域の特性に応じた施策の推進

施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進します。

女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じます。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行います。

4 計画期間

令和4年度を始期とし、基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年毎に所要の改定を行うこととします。

5 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「大磯町総合計画」、「大磯町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画に基づき、個別事業の計画は、別に定めるものとし、全庁的に毎年度、それぞれの施策について確認し、進捗管理を行い必要に応じて計画を見直します。

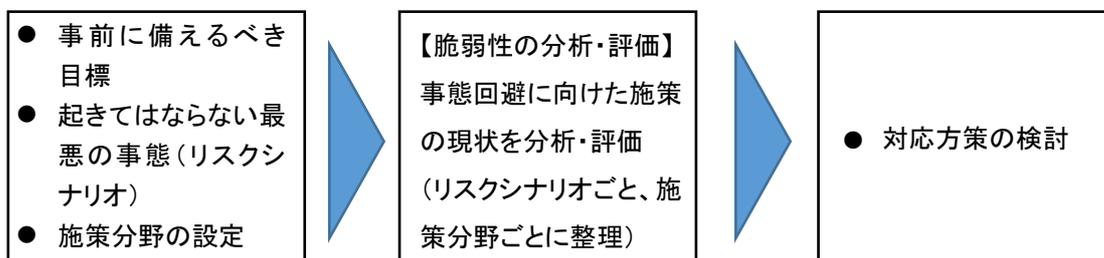
加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じて見直しを図ります。

第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされています。

本町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施しました。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」が設定されていますが、本計画では、県地域計画の設定に基づき、町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。

大磯町のリスクシナリオ

町の8つの「事前に備えるべき目標」について、県の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を踏まえて次のとおり明示します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3)	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5)	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの手絶による医療機能の麻痺
		2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3)	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
		7-3)	河川管理施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5)	農地・森林等の被害の拡大
		7-6)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価結果

本町では、大磯町総合計画及び大磯町地域防災計画等における事前対策による取組を参考にしながら、国土強靱化に資する施策について洗い出しを行いました。さらに「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対して、不足している施策がないか検証するとともに、課題を抽出し、脆弱性評価した結果は、次のページのとおり整理します。

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」毎の脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる(リスクシナリオ)

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

住宅の耐震化率は74%と、建て替え等により順次進んでいますが、町の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要があります。

また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。

市街地の防災性向上

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。

避難場所の確保・整備

公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園等の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。

大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄など支援体制の整備を図る必要があります。

危険物等施設の安全対策

危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要です。

先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。

また、東日本大震災では、津波に起因する火災が発生したと考えられており、危険物等施設における津波対策を進める必要があります。

町民の防災意識の向上

町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。

<p>防災教育の充実</p> <p>東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。</p> <p>そのため、防災教育の一層の充実を図る必要があります。</p>
<p>ハザードマップによる啓発</p> <p>ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進める必要があります。</p>
<p>シェイクアウト訓練の実施</p> <p>自らの命を守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進める必要があります。</p>
<p>住民参加の防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した後、人命の救助・救急活動や、津波からの避難行動、初期消火活動など、自分や周囲の人々の命を守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。</p> <p>そのため、行政関係者だけでなく地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力の向上を図る必要があります。</p>
<p>関係機関との連携による防災訓練の実施</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。</p>
<p>消防団・自主防災組織の強化</p> <p>大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。</p>
<p>要配慮者等への支援</p> <p>東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であるなど、高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。</p>
<p>学校の防災体制の整備</p> <p>児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。</p> <p>また、児童・生徒等の保護や登下校に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る必要があります。</p>
<p>文化財所有者・管理者の防災対策</p> <p>災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。</p>

(リスクシナリオ)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

民間大規模建築物の耐震化

地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。

防災拠点となる公共施設等の耐震化

災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。

社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設における建物の安全性を確保する必要があります。

(リスクシナリオ)

1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

津波避難に係る情報伝達体制の整備

住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進める必要があります。

津波対策訓練の実施

様々な状況を想定した津波対策訓練を繰り返し実施し、町民等の津波からの早期避難意識を高める必要があります。

(リスクシナリオ)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

治水対策

都市河川の整備を県など施設管理者に要望するとともに、総合的な治水対策を推進する必要があります。

河川改修

早急に改修を必要とする県が管理している中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当（4年～10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策の推進をする必要があります。

排水施設の整備

浸水被害が懸念される箇所を重点的に、浸水防止対策の整備を推進していく必要があります。

農業用施設等の整備

農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性を、より一層向上する必要があります。

(リスクシナリオ)

1-5) 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

風水害・土砂災害対策

豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知と啓発を進める必要があります。

地域特性に応じた訓練の実施

様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等との連携による防災力の向上を図る必要があります。

町民等への情報発信体制の整備

町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。

災害情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進める必要があります。

(リスクシナリオ)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

情報発信体制の整備

町民への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を図る必要があります。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(リスクシナリオ)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

給水体制の確保

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上水道などのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図る必要があります。

医薬品医療機器等の整備

災害拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要があります。

広域応援体制の強化

大規模災害の発生により、甚大な被害が発生して、町だけでは対応できない場合は、県内・県外を問わず、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備する必要があります。

一方、町が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、こうした受援・応援を円滑に行うために、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る必要があります。

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

災害発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。

港湾の整備

神奈川県が所有する大磯港は、災害時における海上輸送路の確保を図ることにも留意しながら、所有者である神奈川県と連携して整備を進める必要があります。

(リスクシナリオ)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

道路・橋りょう等の機能保全

道路等のネットワークは町民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、長寿命化を推進し、機能保全を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防職員の育成

大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

燃料の確保

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要があります。

(リスクシナリオ)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

帰宅困難者対策の推進

大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。

交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制や職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。

(リスクシナリオ)

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

町民の救護能力の向上

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合など、医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねないため、地域住民による救護活動の実施を支援する必要があります。

道路・交通規制体制の整備

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。

(リスクシナリオ)

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫体制の整備

感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。

広域火葬体制の強化

本町に火葬場はありませんが、近傍の火葬場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要があります。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(リスクシナリオ)

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

地域コミュニティの充実強化

自治会や町内会など、様々な地域団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体の組織基盤の強化を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

交通安全装置の充実を要望

災害発生時にも交通の安全円滑を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

実践的な訓練の実施

複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

災害対策本部の機能強化

災害による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。

業務継続体制の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る必要があります。

復興対策マニュアルの整備

事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組む必要があります。

**目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
(リスクシナリオ)**

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電線の地中化

災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る必要があります。

輻輳への対策

輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供しますが、その活用について周知する必要があります。

(リスクシナリオ)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

被災者支援に関する情報システムの構築

町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報収集・情報発信するためのインターネット環境整備を図る必要があります。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(リスクシナリオ)

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の防災体制の確立

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。

(リスクシナリオ)

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

重要な産業施設の防災対策

石油タンクやガスタンク等を有する施設に対して、防災対策の推進を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

5-3) 食料等の安定供給の停滞

家庭内備蓄の促進・供給体制の強化

飲料水や食料、生活必需品の確保の必要があります。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(リスクシナリオ)

6-1) 電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

非常時の供給体制の整備

応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進める必要があります。

また、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

(リスクシナリオ)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化の充実に要望

水道施設の耐震化の必要があります。

(リスクシナリオ)

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

污水处理機能の確保

下水道施設の耐震化を図り、安全性を確保する必要があります。

一環として、下水道管渠とマンホールとの継手部における耐震性部材の採用など、流下能力の確保を継続する必要があります。

一般廃棄物（ごみ・し尿等）の収集運搬におけるバックアップ体制を確保する必要があります。

一般廃棄物（ごみ・し尿等）処理施設の耐震化や処理施設のバックアップ体制の確保などを行い、処理能力の確保を継続する必要があります。

生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

(リスクシナリオ)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路・橋りょう等の機能保全、道路啓開体制の整備

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ必要があります。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

(リスクシナリオ)

7-1) 市街地での大規模火災の発生

市街地の防災性向上

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組の推進を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

応急危険度判定等の体制整備

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導・養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後、更に充実する必要があります。

(リスクシナリオ)

7-3) 河川管理施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川管理施設の整備

河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を充実する必要があります。

(リスクシナリオ)

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物等有害物質の拡散・流出防止対策

危険物等施設の被災による危険物等有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透、若しくは大気中に拡散された危険物への引火による爆発等の防止を図るため、危険物等有害物質を取り扱う施設については、耐震化を促進するとともに、法令に則った適正な維持管理を図る必要があります。

(リスクシナリオ)

7-5) 農地・森林等の被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理の推進

農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要があります。

また、野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する必要があります。

耕作放棄地の発生防止と再生

農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させます。

農地等の保全管理

近年の異常気象による降水量の増加により、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路等の計画的な整備を図る必要があります。

適切な森林整備

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要があります。

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要があります。

(リスクシナリオ)

7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

町民等への情報発信体制の整備

町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(リスクシナリオ)

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理体制の整備

東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、町で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。

(リスクシナリオ)

8-2) 人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路・交通規制体制の整備

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。

(リスクシナリオ)

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

避難所の運営体制の整備

避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。

応急仮設住宅の迅速・的確な提供

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。

ペット対策

大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。

災害救援ボランティア活動の充実強化

東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。

地籍調査の促進

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進する必要があります。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

1 施策の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対して、設定した施策ごとに推進方針を定めるとともに、これに基づく主な取組を位置付けます。

国土強靱化に係る推進方針を次のページのとおり整理します。

2 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策の分野を、県地域計画に基づき、以下のとおり設定しました。

施策分野	個別施策分野	①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市・交通・国土保全 ③保健医療・福祉 ④情報通信 ⑤産業・物流・エネルギー ⑥環境・農林水産 ⑦土地利用
	横断的分野	⑧リスクコミュニケーション

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」別の推進方針及び主な取組
目標 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
(リスクシナリオ)

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

住宅の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等を促進します。

また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。

(主な取組)

- ・ 耐震診断・耐震補強、家具等の転倒防止・落下防止に関するパンフレットの配布や耐震相談会を実施するとともに、耐震関係補助制度について町ホームページへ掲載し、耐震化に関する普及・啓発を行います。

[政策総務部①、⑧] [都市建設部②、⑧]

市街地の防災性向上(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

延焼拡大の防止に向けた建物の耐震化、不燃化を進めるとともに、道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。

(主な取組)

- ・ 都市の安全性を高めるために生活道路や狭あい道路及び駅前広場の整備、公園緑地の確保等により面的な整備を進めるとともに、老朽化した建物や空き家・ブロック塀等の改修工事や除却などの対策を促進し、一層の防災性の向上を図ります。[都市建設部②]

避難場所の確保・整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②〕

(推進方針)

公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園等の確保に努めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。

また、都市公園においては、防災上必要な整備を進め、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。

(主な取組)

- ・ 火災の延焼遮断帯、避難路となる道路や橋りょうの維持・保全を推進して、災害に強いまちづくりを進めます。〔都市建設部①、②〕
- ・ 防災拠点となる都市公園については、防災空間としての機能を維持します。〔都市建設部①、②〕

避難場所の確保・整備(政策総務部、町民福祉部、教育部)

【施策】〔施策分野の設定 ②、⑥〕

(推進方針)

大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、更には避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄など支援体制の整備を図ります。

(主な取組)

- ・ 大規模地震発生時において、町単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、町地域防災計画のとおり町域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、近隣市町村と共同して体制の整備を図ります。〔政策総務部②、⑥〕
- ・ 指定避難所として使用する公共施設のバリアフリー化を促進します。町立教育・保育施設の整備を進めます。

〔政策総務部②〕〔町民福祉部②、⑥〕〔教育部②、⑥〕

危険物等施設の安全対策(政策総務部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑤、⑧〕

(推進方針)

危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。

また、危険物等施設における津波対策を進めます。

(主な取組)

- ・ 危険物等施設の事業者に対して、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。

また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

[政策総務部①、⑧][消防本部①、⑤、⑧]

- ・ 危険物等施設の事業者に対して、津波浸水想定や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。[政策総務部①、⑧][消防本部①、⑧]
- ・ 計画的に立入検査を実施し、違反事項の是正・指導等を行い、危険物等施設の適正な維持管理を図ります。[消防本部①、⑤、⑧]

町民の防災意識の向上(政策総務部、町民福祉部、都市建設部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑧〕

(推進方針)

町民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 災害の擬似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を行います。[政策総務部⑧]
- ・ 町や防災関係機関と協力して、町民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等への備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、空き家の発生予防や適性管理、消火器の設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

[政策総務部⑧][都市建設部⑧][消防本部⑧]

- ・ 町民の防災意識の向上を図るため、防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。[政策総務部⑧][町民福祉部⑧]

防災教育の充実(政策総務部、町民福祉部、教育部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑧〕

(推進方針)

園や学校等を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。

(主な取組)

- ・ 教職員及び保育士の防災・減災の指導力向上に努めます。
[町民福祉部⑧][教育部⑧]
- ・ 園や学校等における防災教育、防災訓練（避難訓練）の充実を促進します。特に、学校等で実施する出前講座においては、子どもたちが自ら判断し、行動できるよう内容を工夫していきます。

[政策総務部⑧][町民福祉部⑧][教育部⑧]

ハザードマップによる啓発(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑧〕

(推進方針)

ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進めます。

(主な取組)

- ・ 訓練や研修会などを活用し、土砂災害・洪水ハザードマップ等を用いてリスクの周知・啓発を図ります。[政策総務部①、⑧]

シェイクアウト訓練の実施(政策総務部、町民福祉部、教育部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑧〕

(推進方針)

自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震に限らず災害発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。

(主な取組)

- ・ 地震発生時に安全確保行動を行えるよう、園や学校等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」や災害等に応じた各種訓練を行います。

[政策総務部⑧][町民福祉部⑧][教育部⑧]

住民参加の防災訓練の実施(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑧〕

(推進方針)

行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 大規模災害を想定した防災訓練、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努めます。
併せて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

[政策総務部⑧]

関係機関との連携による防災訓練の実施(政策総務部、町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、③、⑧〕

(推進方針)

医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。

(主な取組)

- ・ 県や関係機関と連携して訓練等を行い、地震災害に対する体制及び連携の強化、対応力の向上を図ります。
[政策総務部①、⑧] [町民福祉部③、⑧]
- ・ 大規模災害発生時に災害対策活動を速やかに行えるよう訓練を実施するとともにマニュアルの内容を検証し、対応力の向上を図ります。
[政策総務部①、⑧] [町民福祉部③、⑧]
- ・ 各応援機関と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、活動の業務分担への精通を図ります。[政策総務部①、⑧]

消防団・自主防災組織の強化(政策総務部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑧〕

(推進方針)

大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を行います。〔消防本部①〕
- ・ 自主防災組織リーダー等を対象に研修を行い、防災に関する知識、技術を習得させるとともに、防災意識の向上や防災行動力の強化を図ります。〔政策総務部①、⑧〕
- ・ 各地区が必要とする防災備蓄品については、引き続き調整を図り、充実を図っていきます。〔政策総務部①、⑧〕
- ・ 自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施します。

〔政策総務部①、⑧〕

要配慮者等への支援(政策総務部、町民福祉部)

【施策】〔設定 ①、③、⑧〕

(推進方針)

高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。

(主な取組)

- ・ 「避難行動要支援者対応マニュアル」などの支援体制等の整備に努めます。〔政策総務部①、⑧〕〔町民福祉部③、⑧〕
- ・ 高齢者福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定の促進に努めます。〔政策総務部①、⑧〕

学校の防災体制の整備(政策総務部、教育部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。

また、児童・生徒等の保護や登下校に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図ります。

(主な取組)

- ・ 災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。〔教育部①、⑧〕
- ・ 児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。〔教育部①、②〕
- ・ 避難場所に指定された学校等が災害時において有効に機能するため、学校等と町との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。
また、避難場所に指定されていない学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう学校等と町との連携の強化を図ります。

[政策総務部①、⑧][教育部①、⑧]

文化財所有者・管理者の防災対策(教育部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。

(主な取組)

- ・ 文化財消防訓練等により、所有者等の減災・防災の意識向上を図ります。〔教育部①、②、⑧〕
- ・ 文化財所有者宛に、日常の取組や災害発生時の行動、町の連絡先を記載した文書を送付し、減災・防災の意識向上及び災害発生時における所有者等と町との連絡体制を確保します。〔教育部①、⑧〕

(リスクシナリオ)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

民間大規模建築物の耐震化(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②、⑧〕

(推進方針)

地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。

(主な取組)

- ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、不特定多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発などを県と協働して耐震化を推進します。〔都市建設部②、⑧〕

防災拠点となる公共施設等の耐震化(関係部局)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、④、⑧〕

(推進方針)

被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進めます。

(主な取組)

- ・ 防災や復旧・復興の拠点となる新庁舎の建設を進めます。
また、新庁舎を含め行政関連施設について、施設の耐震化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。〔関係部局①、②、④、⑧〕

社会福祉施設の防災対策(政策総務部、町民福祉部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ③〕

(推進方針)

社会福祉施設における利用者の安全性を確保します。

(主な取組)

- ・ 地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、社会福祉施設等の管理者が、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された町の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めるよう、必要な情報提供を行います。

[政策総務部③] [町民福祉部③] [消防本部③]

(リスクシナリオ)

1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

津波避難に係る情報伝達体制の整備(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④〕

(推進方針)

住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進めます。

(主な取組)

- ・ 町の避難指示等発令基準の随時見直しを行います。〔政策総務部①〕
- ・ 地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）の保守及び運用に努め、災害時の情報収集・提供体制を強化します。〔政策総務部①、④〕
- ・ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に、津波避難に関する緊急情報の一斉メール配信を実施します。〔政策総務部①、④〕
- ・ マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちにも津波警報等が伝わるように、津波フラッグや港湾内放送による情報伝達等により、警報等の伝達方法の統一的な運用を図ります。〔産業環境部①、④〕

津波対策訓練の実施(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑧〕

(推進方針)

様々な状況を想定した津波対策訓練を繰り返し実施し、町民等の津波からの早期避難意識を高めます。

(主な取組)

- ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁や民間の救護組織等と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を実施します。〔政策総務部①、⑧〕
- ・ 発生が懸念される最大クラスの津波の到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、津波警報等が発表された場合の対応等、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施します。

また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。〔政策総務部①、⑧〕

(リスクシナリオ)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

治水対策(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

都市河川の整備を施設管理者となる県へ要望するとともに、県が中心となり金目川・葛川水系流域に関わる全ての市町が協働して、流域全体で水害の軽減を目指す流域治水プロジェクトを推進します。

(主な取組)

- ・ 県が管理する金目川及び葛川水系の未整備区間について、早期実施に向けた働きかけを引続き実施します。〔都市建設部②〕
- ・ 町管理の河川等について、令和3年7月の水防法改正を考慮して、想定し得る最大規模の降雨による内水浸水想定区域の設定を進めます。

[都市建設部②]

河川改修(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

早急に改修を必要とする県が管理している中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当(4年～10年に1回の降雨)の計画規模を当面の目標として治水対策の整備を要望します。

(主な取組)

- ・ 県管理の中小河川については、長期的には年超過確率1/30から1/100の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、特に過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)により治水上特に重要な河川と位置づけ、当面、1時間あたり概ね50mm～60mmの降雨に対応した治水安全度の確保を要望していきます。〔都市建設部②〕

排水施設の整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

浸水被害が懸念される箇所を重点的に、浸水防止対策の整備を推進します。

(主な取組)

- ・ 雨水排除のために実施している下水道（雨水管渠）の整備について、計画的に事業を進めます。〔都市建設部②〕
- ・ 被害の軽減を図る一環として、新築時に雨水浸透貯留施設の設置を求め、浸透による雨水流出抑制による治水効果や貯留による雨水の再利用等を促進します。〔都市建設部②〕
- ・ 三沢川（雨水幹線）は大雨・台風時の金目川からの逆流により水位が上昇する状況を確認していることから、逆流防止対策を進めます。

〔都市建設部②〕

農業用施設等の整備(産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑥〕

(推進方針)

農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上します。

(主な取組)

- ・ 保水や土壌流出の防止などの国土保全機能を維持するため、農地・農業用施設（農道や農業用水利施設）の保全管理を推進します。
また、災害の発生に備え、農業用水利施設の多面的機能が十分発揮されるよう、施設管理体制の強化等の適正な維持管理に取り組みます。

〔産業環境部⑥〕

(リスクシナリオ)

1-5) 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

風水害・土砂災害対策(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑥〕

(推進方針)

豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知と啓発を推進します。

(主な取組)

- ・ 砂防指定における砂防施設の整備を県に要望します。

[政策総務部⑥] [都市建設部⑥]

地域特性に応じた訓練の実施(政策総務部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、町、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団員等の動員、水防工法等の水防訓練を実施します。[消防本部①]
- ・ 警察、自衛隊、第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して防災訓練を実施します。[政策総務部①]

町民等への情報発信体制の整備(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④、⑧〕

(推進方針)

町民等への情報発信体制を整備し、迅速・正確に情報提供を行います。

(主な取組)

- ・ 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。〔政策総務部①、④、⑧〕
- ・ 町民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報（高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の情報）を迅速、確実に伝達するため、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施します。〔政策総務部①、④、⑧〕

災害情報の収集・伝達体制の整備(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④〕

(推進方針)

災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進めます。

(主な取組)

- ・ 災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。〔政策総務部①、④〕
- ・ 町の災害時の情報収集・提供体制の強化を推進します。

〔政策総務部①、④〕

(リスクシナリオ)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

情報発信体制の整備(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④、⑧〕

(推進方針)

町民への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。

(主な取組)

- ・ 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。〔政策総務部①、④、⑧〕

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（リスクシナリオ）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

給水体制の確保(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②〕

(推進方針)

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上水道などのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 災害時における生活用水を確保するため、防災指定井戸の指定や水質検査を継続して進め、飲料水の確保のため貯水タンクの維持管理や県企業庁と協働して「応急給水初動対応訓練」を継続します。

[政策総務部①][都市建設部②]

医薬品医療機器等の整備(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ③、④〕

(推進方針)

災害時後方支援病院について、医薬品の備蓄等の災害時医療機能を充実します。

(主な取組)

- ・ 支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、薬剤師会、医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。[町民福祉部③]
- ・ 災害時の迅速・適切な情報伝達手段の確保のため、設置しているMC A無線装置の通話訓練を実施します。[町民福祉部③、④]

広域応援体制の強化(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑧〕

(推進方針)

広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。

(主な取組)

- ・ 大規模災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、災害時の広域受援計画を作成し、必要に応じて見直します。〔政策総務部①〕
- ・ 被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、その機能の充実に図ります。〔政策総務部①、⑧〕
- ・ 他の自治体との相互応援協定の締結に基づき、応援活動を確保するため、器具等の整備を進めます。〔政策総務部①〕
- ・ 大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練を通じて応援体制や連携強化に取り組めます。〔政策総務部①、⑧〕

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑤、⑥、⑧〕

(推進方針)

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。

(主な取組)

- ・ 災害時における生活必需物資の確保のため、生活必需物資の調達に関する協定を締結します。〔政策総務部①、⑤、⑧〕
- ・ 支援物資の協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。
また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。〔政策総務部①〕〔産業環境部⑤〕
- ・ 町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。〔政策総務部①〕〔産業環境部⑤〕
- ・ 町や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実に努めます。
〔政策総務部①〕〔産業環境部⑤〕
- ・ 自宅や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を実施します。〔政策総務部①、⑥〕

港湾の整備（産業環境部）

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑤〕

（推進方針）

神奈川県と連携して大磯港の整備を進めます。

（主な取組）

- ・ 神奈川県の所有する大磯港については、緊急支援物資輸送等の緊急活動に対応するため、更なる機能の充実及び向上を進めます。

[産業環境部①、②]

- ・ 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化の拠点であるみなとオアシスの活用において、平時は観光、有事は防災としての機能を使い分け、県内または近隣の港湾との防災ネットワークを構築、広域的な災害に対応可能な港湾の防災機能の向上を図り、大磯港を防災拠点として活用します。[産業環境部①、⑤]

(リスクシナリオ)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

道路・橋りょう等の機能保全(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

道路や橋りょう等について、長寿命化を図り、機能保全に努めます。

(主な取組)

- ・ 災害時の緊急物資の輸送、救助・消火活動等の緊急活動の円滑な実施と合わせ、避難路としての機能を確保するため、橋りょう・トンネルなど、道路施設の定期点検結果を踏まえた予防保全型の修繕を計画的に実施し、機能保全を図ります。〔都市建設部②〕
- ・ 橋の新設は、国等が定める耐震基準等に基づき行い、既存の橋の耐震化も視野に入れ、計画的な維持修繕に努めます。〔都市建設部②〕

(リスクシナリオ)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防職員の育成(消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図ります。

救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を図ります。

(主な取組)

- ・ 消防全般にわたる基礎的な知識・技術（実技訓練）等の習得、及び消防職員として必要な人格の形成を図るとともに、多種多様な災害に対する専門的な知識及び技術の練磨を図ることで、複雑高度化する消防業務に、その能力を十分に発揮できる消防職員の育成を図ります。
〔消防本部①〕
- ・ 大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、車両・資機材の更新整備を図ります。〔消防本部①〕

(リスクシナリオ)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

燃料の確保(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑤〕

(推進方針)

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。

(主な取組)

- ・ 神奈川県石油業協同組合との協定により、燃料の確保対策を進めます。〔政策総務部⑤〕

(リスクシナリオ)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

帰宅困難者対策の推進(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑤、⑧〕

(推進方針)

交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制や職場での備蓄などに対する啓発を行います。

(主な取組)

- ・ 一時滞在施設の確保に努めるとともに、飲料水等の備蓄を進めます。
〔政策総務部①〕
- ・ 事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画（BCP）などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援します。〔産業環境部⑤、⑧〕
- ・ 企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。〔政策総務部①、⑧〕

(リスクシナリオ)

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

町民の救護能力の向上(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ③〕

(推進方針)

大規模災害により多くの負傷者が発生した場合など、地域住民による救護活動の実施を支援します。

(主な取組)

- ・ 自主防災組織や防災ボランティア団体との連携強化に努めます。

[政策総務部③]

道路・交通規制体制の整備(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

(主な取組)

- ・ 災害時における大磯建設協会との協力体制の充実・強化を図るとともに、連携強化に努めます。[都市建設部②、⑧]
- ・ 緊急性の高い道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。

また、町指定の緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、警察、消防、自衛隊、大磯建設協会との適切な連携を進めます。

[政策総務部①、⑧][都市建設部②、⑧]

(リスクシナリオ)

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫体制の整備(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ③、⑧〕

(推進方針)

感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施します。

(主な取組)

- ・ 災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。[町民福祉部③]
- ・ 災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。[町民福祉部③、⑧]

広域火葬体制の強化(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ③〕

(推進方針)

本町に火葬場はありませんが、近傍の火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。

(主な取組)

- ・ 町は、神奈川県広域火葬計画に基づく広域的な協力体制の下で埋火葬を円滑に進めます。[町民福祉部③]

**目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
(リスクシナリオ)**

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

地域コミュニティの充実強化(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑧〕

(推進方針)

自治会や町内会など、様々な地域団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体の組織基盤の強化の推進を図ります。

(主な取組)

- ・ 災害時の共助を有効に発揮するため、平時から自治会や町内会などの活動を通じて地域住民との連携の促進を図ります。

[町民福祉部①、⑧]

(リスクシナリオ)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

交通安全装置の充実を要望(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④〕

(推進方針)

災害発生時にも交通の安全円滑を図れるよう推進を図ります。

(主な取組)

- ・ 信号機電源付加装置等交通安全装置の充実を要望し、交通安全対策を推進します。[町民福祉部①、④]

(リスクシナリオ)

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

実践的な訓練の実施(政策総務部、関係部局)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。

(主な取組)

- ・ 地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や町域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。

また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

[政策総務部ほか関係部局①]

災害対策本部の機能強化(政策総務部、関係部局)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④、⑧〕

(推進方針)

災害による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進めます。

(主な取組)

- ・ 防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

[政策総務部①、④、⑧]

- ・ 職員に対する災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。

[関係部局①、⑧]

業務継続体制の確保(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。

(主な取組)

- ・ 業務継続計画の必要に応じた見直し及び研修等を実施するとともに、町の業務継続計画の策定を推進します。〔政策総務部①〕

復興対策マニュアルの整備(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。

(主な取組)

- ・ 被災後の復興対策を円滑かつ着実に実施するために「復興対策マニュアル」について、作成と随時見直しを実施します。

〔政策総務部①〕〔都市建設部①〕

**目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
(リスクシナリオ)**

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電線の地中化(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線共同溝等の要望等を国・県等に行います。〔都市建設部②〕

輻輳への対策(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑧〕

(推進方針)

輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図ります。

(主な取組)

- ・ 災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言板の利用方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットについて周知します。〔政策総務部⑧〕

(リスクシナリオ)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

被災者支援に関する情報システムの構築(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④〕

(推進方針)

町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報収集・情報発信するためのインターネット環境整備を図ります。

(主な取組)

- ・ 必要な情報を周知できるよう体制の整備に努めます。〔政策総務部①〕
- ・ 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、Wi-Fi等のインターネット等各種通信手段の活用を図ります。〔政策総務部①、④〕

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(リスクシナリオ)

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の防災体制の確立(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑤、⑧〕

(推進方針)

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。

(主な取組)

- ・ 事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画（BCP）などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援します。〔産業環境部⑤、⑧〕
- ・ 企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。〔政策総務部⑧〕〔産業環境部⑤〕

(リスクシナリオ)

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

重要な産業施設の防災対策(消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑤〕

(推進方針)

石油タンクやガスタンク等を有する施設に対して防災対策の推進を図ります。

(主な取組)

- ・ 企業施設の防災能力の向上を図ります。〔消防本部⑤〕
- ・ 計画的に立入検査を実施し、違反事項の是正・指導等を行い、危険物等施設の適正な維持管理を図ります。〔消防本部⑤〕

(リスクシナリオ)

5-3) 食料等の安定供給の停滞

家庭内備蓄の促進・供給体制の強化(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑤〕

(推進方針)

飲料水や食料、生活必需品を確保する取組を進めます。

災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を推進します。

(主な取組)

- ・ 自宅における備蓄の推進に向けた普及・啓発を図ります。
[政策総務部①]
- ・ 生活必需物資の調達に関する協定の拡大に努めます。[政策総務部①]
- ・ 地域農業の維持活性化を図るためには、農地を保全することが大切であることから、人・農地プラン作成に向けた地域の話し合いを継続して開催するなど、農地の保全に向けた取組を行っていく必要があります。
[産業環境部⑤]

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(リスクシナリオ)

6-1) 電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

非常時の供給体制の整備(政策総務部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ⑤〕

(推進方針)

応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進めます。

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。

(主な取組)

- ・ 地震災害が発生した場合の供給を確保するため、避難場所等への供給体制の整備を進めます。[政策総務部⑤]
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を促進します。[産業環境部⑤]
- ・ 応急対策の一環として、災害時に電気を供給することができる電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進を図ります。[産業環境部⑤]

(リスクシナリオ)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化の充実を要望(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

水道施設の耐震化を要望するとともに、応急給水について推進します。

(主な取組)

- ・ 水道施設の耐震化の充実を要望するとともに、給水体制の確保を図ります。[政策総務部②]

(リスクシナリオ)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理機能等の確保(都市建設部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

下水道施設の耐震化を図り、安全性の確保を図ります。

一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬体制の維持及び一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設の耐震化・長寿命化、更新を推進し、施設や設備の機能の維持を図ります。

災害に強い合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

(主な取組)

- ・ 下水道管渠とマンホールとの継手部において可とう性を有する継手部材を引続き採用し、耐震性能の向上を図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 長期間にわたる機能停止に備え、下水道の業務継続計画簡易版の適正な見直しを図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬における収集車両及び人員のバックアップ体制の構築を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設(リサイクルセンター・し尿処理施設)の災害発生時における相互利用施設の確保及び民間事業者などのバックアップ体制の整備を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 老朽化が進んでいるし尿処理施設や設備の耐震化・長寿命化、更新を効率的に推進します。〔産業環境部①、②〕
- ・ 生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を図ります。〔産業環境部①、②〕

(リスクシナリオ)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路・橋りょう等の機能保全、道路啓開体制の整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②〕

(推進方針)

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 道路施設の長寿命化を図ります。〔都市建設部①、②〕

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

(リスクシナリオ)

7-1) 市街地での大規模火災の発生

市街地の防災性向上(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。

(主な取組)

- ・ 建築物の耐震化等を進め、防災・減災に備えた土地利用を推進します。〔都市建設部②〕
- ・ 市街地の安全性を高めるために生活道路や狭あい道路及び駅前広場の整備、公園緑地の確保等により面的な整備を進めるとともに、老朽化した建物や空き家・ブロック塀等の改修工事や除去などの対策を促進し、一層の防災性の向上を図ります。〔都市建設部②〕

(リスクシナリオ)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

応急危険度判定等の体制整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導・養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備をさらに充実します。

(主な取組)

- ・ 震災時における人的な二次被害を防止するための応急危険度判定活動を的確に実施できるよう、判定士の養成・訓練を実施するとともに、県内市町村及び他の都道府県との連携を含めた判定実施体制の整備を行います。〔都市建設部①〕
- ・ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務が遂行できるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の活用を図るとともに、判定資機材を確保します。〔都市建設部①〕

(リスクシナリオ)

7-3) 河川管理施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川管理施設の整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

経年劣化が進む河川管理施設について、適切な維持管理に努めます。

(主な取組)

- ・ 河川管理施設の施設点検等から、長期的な視点に基づいた計画的な取組を進めます。〔都市建設部②〕

(リスクシナリオ)

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物等有害物質の拡散・流出防止対策(政策総務部、消防本部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑤、⑧〕

(推進方針)

危険物等施設について、耐震化を促進するとともに、法令に則った適正な維持管理を図ります。

(主な取組)

- ・ 危険物等施設の耐震化を促進します。〔政策総務部①〕〔消防本部①〕
- ・ 計画的に立入検査を実施し、違反事項の是正・指導を行い、危険物等施設の適正な維持管理を図ります。〔消防本部①、⑤、⑧〕

(リスクシナリオ)

7-5) 農地・森林等の被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理の推進 (産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑥、⑧〕

(推進方針)

農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進します。

野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 保水や土壌流出の防止などの国土保全機能を維持するため、農地・農業用施設（農道や農業用水利施設）の保全管理を推進します。
また、災害の発生に備え、農業用水利施設の多面的機能が十分発揮されるよう、施設管理体制の強化等の適正な維持管理に取り組みます。

[産業環境部①、②、⑥]

- ・ 有害鳥獣の生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関と連携した鳥獣被害防止対策を推進します。

[産業環境部①、⑥、⑧]

耕作放棄地の発生防止と再生 (産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑥、⑧〕

(推進方針)

農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組に対して支援を行います。

(主な取組)

- ・ 地域農業の維持活性化を図るためには、農地を保全することが大切であることから、人・農地プラン作成に向けた地域の話し合いを継続して開催するなど、農地の保全に向けた取り組みを行っていく必要があります。[産業環境部①、⑥、⑧]
- ・ 認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農地の利用集積や営農の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる農業担い手の育成を推進します。

[産業環境部①、⑥、⑧]

農地等の保全管理(産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑥〕

(推進方針)

農地等の保全のため、農業用排水路等の計画的な整備を図ります。

(主な取組)

- ・ 保水や土壌流出の防止などの国土保全機能を維持するため、農地・農業用施設(農道や農業用水利施設)の保全管理を推進します。

また、災害の発生に備え、農業用水利施設の多面的機能が十分発揮されるよう、施設管理体制の強化等の適正な維持管理に取り組みます。

[産業環境部①、⑥]

適切な森林整備(産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑥〕

(推進方針)

大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能(土砂災害の防止、洪水緩和等)が発揮されるよう間伐や伐採跡地の再造林等を通じた適切な森林環境の保全を推進します。

(主な取組)

- ・ 間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止水源の涵養など、森林の公益的機能(土砂災害の防止、洪水緩和等)の維持・増進を図ります。[産業環境部①、⑥]

鳥獣被害防止対策の推進(産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、⑥、⑧〕

(推進方針)

鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 有害鳥獣の生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関と連携した鳥獣被害防止対策を推進します。

[産業環境部①、⑥、⑧]

- ・ 鳥獣被害防止特措法に基づく大磯町鳥獣被害防止計画により、協議会や実施隊を設置し、鳥獣被害防止対策のため、わなや電気柵の設置及び研修、狩猟免許取得者の増加に向けた支援を推進します。

[産業環境部①、⑥、⑧]

(リスクシナリオ)

7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

町民等への情報発信体制の整備(政策総務部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④、⑧〕

(推進方針)

町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。

(主な取組)

- ・ 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。〔政策総務部①、④〕
- ・ 町民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報（高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の情報）を迅速、確実に伝達するため、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施します。〔政策総務部①、④、⑧〕

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(リスクシナリオ)

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理体制の整備(産業環境部)

〔施策分野の設定 ⑥〕

(推進方針)

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進めます。

(主な取組)

- ・ 国、県、近隣自治体及び民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築について検討します。〔産業環境部⑥〕
- ・ 必要に応じて、災害廃棄物等処理計画の随時見直しを行います。〔産業環境部⑥〕
- ・ 災害廃棄物の処理体制（仮置場、輸送体制）を整備します。〔産業環境部⑥〕

(リスクシナリオ)

8-2) 人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路・交通規制体制の整備(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

(主な取組)

- ・ 災害時における大磯建設協会との協力体制の充実・強化を図るとともに、連携強化に努めます。〔都市建設部②、⑧〕
- ・ 緊急性の高い道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。
また、町指定の緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、警察、消防、自衛隊、大磯建設協会との適切な連携を進めます。〔政策総務部①、⑧〕〔都市建設部②、⑧〕

(リスクシナリオ)

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

避難場所の運営体制の整備(政策総務部、町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、③〕

(推進方針)

避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。

(主な取組)

- ・ 「避難所マニュアル策定指針」について、必要に応じて見直しを行います。〔政策総務部①〕
- ・ 町の避難所運営を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。〔政策総務部①〕
- ・ 避難所において高齢者、障がい者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。〔町民福祉部③〕

応急仮設住宅の迅速・的確な提供(政策総務部、都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、③〕

(推進方針)

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。

(主な取組)

- ・ 県及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練を実施します。〔政策総務部①〕〔都市建設部②〕
- ・ 他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を推進します。〔政策総務部①〕
- ・ 応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確保します。〔都市建設部②〕〔政策総務部①〕
- ・ 災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように努めます〔政策総務部①〕
- ・ 高齢者、障がい者等が早期に入居できるよう応急仮設住宅の整備に努めます。〔政策総務部①、③〕〔都市建設部②〕

ペット対策(産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①〕

(推進方針)

大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行います。

(主な取組)

- ・ 飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ災害時動物救護マニュアルを作成、見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。

[産業環境部①]

災害救援ボランティア活動の充実強化(町民福祉部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、④、⑧〕

(推進方針)

ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行います。

(主な取組)

- ・ 災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりに努めます。[町民福祉部①、⑧]
- ・ 福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。[町民福祉部①、⑧]
- ・ 情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。[町民福祉部①、⑧]
- ・ 災害時のボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関と連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。[町民福祉部①、④、⑧]

地籍調査の促進(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ②〕

(推進方針)

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進します。

(主な取組)

- ・ 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する道路境界調査を推進します。[都市建設部②]

3 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を推進するためには、施策の優先度に応じて、重点化しながら進める必要があります。

本計画では、「町民の生命」を最優先として、重点化する施策を定めるものとします。

- 1 本町の地域強靱化に当たって極めて重要な重点化すべき施策により回避する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次のとおりです。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3)	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5)	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止